

想定される課税場の数

主な化石燃料について、上流課税、下流課税それぞれの場合に、想定し得る納税義務者を仮に設定し、課税場がどの程度の数になるのかを大まかに推定すると、以下のとおりとなる。

(注1) 納税義務者等は、議論のために仮に設定したものである。

(注2) 最上流課税の場合には、石炭、原油・石油製品及び天然ガスの輸入業者及び採取業者となり、課税場数は、414 場となる。(石油石炭税に同じ。)

1) 石炭

○上流課税

納税義務者：輸入業者（8社）

国内石炭会社（13社）

課税場数：石油石炭税の課税場数から推定すると13場

○下流課税

納税義務者：石炭を使用する工場・事業場

課税場数：推定困難*

2) ガソリン

○上流課税

納税義務者：輸入業者及び精製業者

課税場数：揮発油税の課税場数から推定すると約300場

○下流課税

納税義務者：販売店(SS)又は消費者

課税場数：販売店の数から推定すると約50,000場

3) 軽油

○上流課税

納税義務者：輸入業者及び精製業者

課税場数：揮発油税の課税場数から推定すると約300場

○下流課税

納税義務者：販売店(SS)又は消費者

課税場数：販売店の数から推定すると約50,000場

4) 灯油

○上流課税

納税義務者：輸入業者及び精製業者

課税場数：揮発油税の課税場数から推定すると約 300 場

○下流課税

納税義務者：灯油を使用する工場、事業場、家庭等

課税場数：推定困難*

5) 重油

○上流課税

納税義務者：輸入業者及び精製業者

課税場数：揮発油税の課税場数から推定すると約 300 場

○下流課税

納税義務者：重油を使用する工場・事業場等

課税場数：推定困難*

6) ジェット燃料

○上流課税

納税義務者：輸入業者及び精製業者

課税場数：揮発油税の課税場数から推定すると約 300 場

○下流課税

納税義務者：航空会社

課税場数：航空機燃料税の課税場数から推定すると約 1,500 場

7) 天然ガス

○上流課税

納税義務者：輸入業者及び採取業者

課税場数：石油石炭税の課税場数から推定すると約 380 場

○下流課税

納税義務者：都市ガス生産者、発電事業者、工場等

課税場数：推定困難*

8) LPG

○上流課税

納税義務者：輸入業者及び精製業者

課税場数：揮発油税の課税場数から推定すると約 300 場

○下流課税

納税義務者：都市ガス生産者、工場、事業場、LPG充填者(家庭、運輸業含む)等

課税場数：推定困難*

9) 電気、ガスについて消費時点に着目した下流課税をする場合

①電気

納税義務者：消費者

特別徴収義務者：電気事業者

課税場数：一般電気事業者、卸電気事業者、特定規模電気事業者等：約 100 事業者

②ガス

納税義務者：消費者

特別徴収義務者：ガス事業者

課税場数：一般ガス事業者、簡易ガス事業者：約 1,900 事業者

*：石炭、灯油、重油、LPG及び天然ガスの使用者の数は小規模のものも含めた場合、推定が難しい。このうち石炭、重油及び天然ガスは、産業部門及び業務その他部門での使用割合が高い。産業及び業務その他部分における大口の消費者としては、例えば省エネ法の第1種エネルギー管理指定工場（燃料等 3,000k1/年以上又は電気 1,200 万 kwh/年以上。約 4,160 場）、第2種エネルギー管理指定工場（燃料等 1,500k1/年以上又は電気 600 万 kwh/年以上。約 6,650 場）、公害健康被害補償予防法の汚染負荷量賦課金の納付義務者（約 8,700 場）の数字が参考となる。

(参考)

既存のエネルギー関連税制の課税段階と課税場数

- ・ 石油石炭税（最上流課税）：原油：20 場、天然ガス：381 場 石炭 13 場
- ・ 揮発油税（上流課税）：338 場 [製造場数等]
- ・ 石油ガス税（下流課税）：2,642 場
- ・ 航空機燃料税（下流課税）：1,503 場 [納税地数]
- ・ 軽油引取税（下流課税）：31,048 場 [元売業者及び特約業者の事業所等の数]

軽油引取税については、特別徴収義務者となっている元売業者及び特約業者の事業所等の数である。特別徴収とは、税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつその徴収すべき税金を課税庁に納入させることである。軽油引取税の特別徴収義務者には、免税の手続きを行う等一般の特別徴収義務者とは異なる事情があることに鑑み、課税庁は一定の事務費を交付金として特別徴収義務者に交付している。